

(平成24年11月21日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月20日から同年5月1日まで

私は、昭和44年5月に、A社の本社から同社C事業所へ異動したが、厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間に係る記録が無かった。

継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（事業所名は、B社D事業所）及び申立期間においてA社（本社）又は同社C事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の証言により、申立人は、申立期間において、同社に継続して勤務（昭和44年5月1日にA社（本社）から同社C事業所に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（本社）における昭和44年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「申立てどおりの届出、申立期間に係る保険料の控除及び納付を行ったかは不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得

ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額について、平成18年12月15日は20万円、19年7月2日は36万5,000円、同年12月14日は34万7,000円、20年7月2日は18万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日  
② 平成19年7月2日  
③ 平成19年12月14日  
④ 平成20年7月2日

私が、年金事務所から通知を受けて厚生年金保険の記録を確認したところ、A社において申立期間に支給された各賞与の記録が無いことが分かった。

賞与の支給明細書は所持していないが、退職時に同社から渡された控除証明書により、保険料が控除されていることが確認できるので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準賞与額又は申立人の賞与額に基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された申立人の申立期間に係る賃金台帳の写しにより確認できる賞与額及び保険料控除額から、申立期間①は20万円、申立期間②は36万5,000円、申立期間③は34万7,000円、申立期間④は18万5,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出及び保険料納付を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成2年12月1日から3年7月21日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は2年12月1日、資格喪失日は3年7月21日であると認められることから、申立人の同社における被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年11月1日から3年7月21日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、当該期間の記録が無かった。

私が所持している申立期間の一部に係る源泉徴収票により保険料が控除されていたことが確認できることから、源泉徴収票が無い期間においても控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成2年12月1日から3年7月21日までの期間については、オンライン記録によると、A社は、同年12月2日付けで、同社が厚生年金保険の適用事業所となった2年11月1日に遡及してその適用を取り消されており、それに伴い、申立人を含む全被保険者27人の同社に係る資格記録が取り消されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の加入記録によると、申立人は、当該期間において、A社に勤務していたことが確認できる上、同社に係る厚生年金保険の適用の取消理由について、B年金事務所は、「新規適用の取消しを決定した資料は残っておらず、当時の担当者も特定できなかったため、当該取消しに係る詳細は不明である。」と回答する一方、「当該事業所が新規適用とな

った平成2年11月1日時点で、最初から常用的従業員がいたと推定されるのであれば、法律上、その新規適用の取消処理は誤っていたものと推定される。」とも回答しているところ、前述の27人の取消し前の記録及びこれらの者のうち、事情を聴取できた複数の者の証言から判断すると、同社は、少なくとも平成2年11月1日から3年9月11日まで（最初の被保険者が資格を取得した日から最後の被保険者が資格を喪失した日まで）の期間においては、適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

また、前述の27人のうち、A社のC店でD事務を担当していたとする者は、「会社はほとんど保険料を納めていなかったのではないか。督促状が来て、呼出しにあった。」と述べていることから、申立期間当時、同社は社会保険料を滞納していた状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人の被保険者資格記録の取消処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、当該取消処理に係る記録は有効なものとは認められず、当該取消処理前の記録から、申立人のA社に係る資格取得日は平成2年12月1日、資格喪失日は3年7月21日であると認められる。

また、平成2年12月1日から3年7月21日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人の被保険者資格記録の取消処理前の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成2年11月1日から同年12月1日までの期間については、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間において、A社のE店に勤務していたとしているところ、前述の27人のうち、同社のE店に勤務していたと回答する者及び申立人が同社のE店に勤務していたとする複数の者の被保険者資格記録の取消処理前の記録によると、同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得日が最も早い者についても、取得日は申立人と同じ平成2年12月1日であることが確認できる。

また、A社の申立期間当時の事業主及びF職は所在不明により事情を聴取することができない上、前述の事情を聴取できた複数の者からも、当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録上、申立人並びに申立人がA社のE店の開設当初からいたとする二人については、当該期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、当該期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、

平成2年11月1日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を  
事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。